



夏の交通安全だより



平成27年7月発行
芦屋市都市建設部建設総務課

日差しが厳しくなり、いよいよ蒸し暑くなってきましたね。そしてもうすぐ夏休み！楽しみがたくさんで、大人も子どももみんなわくわくしていると思いますが・・・

そんなときにこそ、交通事故は起こりやすいものです。お出かけの際には交通ルール・マナーをしっかりと守り、事故に遭わないようにしましょう！

*前期の交通安全教室を実施しました。

今年度も4月から順次交通安全教室を実施し、全ての市立小学校で1年生向け、そしてほとんどの幼稚園・保育所園で1回目の幼児向け教室が終了しました。

幼稚園・保育所園では『赤はとまる、青になったら右・左・右をみてから右手をあげてわたる、青のチカチカ信号は絶対にわたらない』…など、信号の色と合図や横断歩道の渡り方について、トラ猫の“トラちゃん”と一緒に学びました。1年生では『見えていない“かもしれない”、見えにくいところもしっかり見る』ことに重点を置いて道の歩き方を学び、加えて自転車のルールについても〇×クイズで学びました。

(※ 教室の詳細内容は芦屋市ホームページでご紹介しています！)

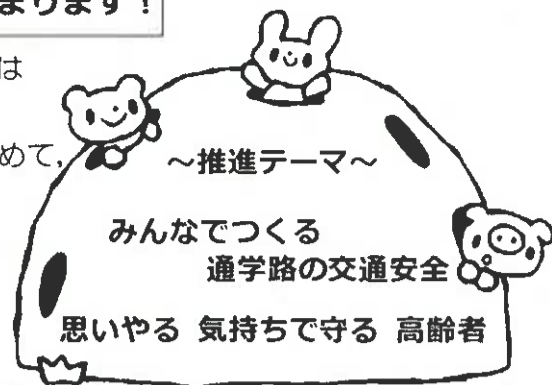
子どもたちは毎年この交通安全教室で正しい交通ルールやマナーを学んでいますが、なによりお手本になるのは保護者のみなさまや地域の大人の方々の普段の行動です。

“自分の命を自分で守る”ための交通ルール・マナーです。子どもたちが“ルールを守ろう”という気持ちを保てるよう、より一層のご協力をよろしく願います。



*夏の交通事故防止運動がはじまります！

7月15日～7月24日の10日間は夏の交通事故防止運動です。楽しい夏休みの前に一度気を引きしめて、事故に遭わない・起こさないように気をつけましょう。



- ・子どもと高齢者の交通安全
- ・自転車の交通安全
- ・飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



*自転車運転者講習制度が始まりました！

改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から危険行為を繰り返す自転車運転者に対しての『自転車運転者講習』制度が始まりました。

政令で定める14項目の危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の自転車運転者には、公安委員会から交通事故防止のための講習を受けるよう命じられます。この14項目の中には、普段街中でよく見かける信号無視や歩道での危険な走行なども含まれています。

(※ 詳しくは下のページ)

また、兵庫県では『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』が平成27年4月1日に施行されています。自転車の安全適正利用、そして保険加入の義務化(10月1日施行)が主な内容となっています。詳しくは兵庫県ホームページ、または市役所等で配布している案内チラシをご確認ください。



自転車も車のなかまです。自分の命、そしてまわりの人の命を守るためにも、きちんと交通ルールを守って安全運転を心がけましょう。



山本

平成27年6月1日から

「自転車運転者講習」の受講が義務に！

STOP



自転車運転者講習とは・・・

信号無視や一時不停止など、政令で定める14項目の危険行為を3年以内に2回行った自転車運転者に命じられる講習のことです。受講命令に違反した場合は、罰則(5万円以下の罰金)の対象となります。

改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から危険行為を繰り返す自転車運転者に対しての「自転車運転者講習」制度が始まりました。

<p>自転車運転者講習の対象となる危険行為14項目</p> <p>信号無視 (道路交通法第7条)</p>	<p>通行禁止違反 (道路交通法第8条第1項)</p> <p>道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を自転車で通行する行為</p>	<p>歩行者用道路における車両の通行義務違反 (道路交通法第9条)</p> <p>自転車の通行が認められている歩行者用道路を自転車で通行する際に、歩行者に注意せず、または徐行しないなどの行為</p> <p>歩行者用道路 軽車両を除く</p>	<p>通行区分違反 (道路交通法第17条第1項、第4項、第6項)</p> <p>車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為</p>	<p>路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (道路交通法第17条の2第2項)</p> <p>自転車が通行できる路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為</p>	<p>遮断踏切への立ち入り (道路交通法第33条第2項)</p> <p>遮断機が閉じたり、閉じている踏切や警報機が鳴っている時に踏切へ立ち入る行為</p>	<p>交差点での優先道路通行車妨害など (道路交通法第36条)</p> <p>信号のない交差点等で、左から進行してくる車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するなどの行為</p>
<p>交差点右折時の通行妨害など (道路交通法第37条)</p> <p>交差点で右折するとき、直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害する行為</p>	<p>環状交差点での安全進行義務違反など (道路交通法第37条の2)</p> <p>環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、安全な速度で進行しないなどの行為</p>	<p>指定場所一時不停止等 (道路交通法第43条)</p> <p>一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為</p>	<p>歩道通行時の通行方法違反 (道路交通法第63条の4第2項)</p> <p>車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するなどの行為</p>	<p>制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転 (道路交通法第63条の9第1項)</p> <p>ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p> <p>ブレーキが無い!</p> <p>※ 前輪・後輪のいずれかにしかブレーキのない自転車で走行する行為も違反です</p>	<p>酒酔い運転 (道路交通法第65条第1項)</p> <p>酒に酔った状態で自転車を運転する行為</p>	<p>安全運転義務違反 (道路交通法第70条)</p> <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為</p> <p>※ 傘さし運転や携帯電話やスマートフォン等を操作しながらの運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。</p>